

令和7年度

就学援助

4/30(水)
まで
(4月認定)

学用品費・修学旅行費 など



就学に関する費用の一部を援助します。

小・中学校に通っている
児童・生徒の保護者の皆様へ

就学援助費について

あきる野市教育委員会では、小・中学校に通う児童・生徒の保護者を対象に、一定の条件を満たす場合は「就学援助費」として学用品費や修学旅行費など、就学に関する費用の一部を援助しています。

(※所得審査の場合、令和6年中の世帯の総所得金額で審査します。)

申請書は

世帯で1枚

提出してください。

毎年度

申請が必要です。

5/1以降も

申請を受け付けます。

認定となった場合は、
申請月以降の分を月割りで
支給します。

あきる野市
教育委員会

へ提出。

学校、五日市出張所には
提出できません。

年間スケジュール

4月末まで

● 申請

8月下旬以降

● 審査結果通知(郵送)

9月中旬以降

○ 新入学学用品費(入学後支給)※1

9月末

● 支給(4月～8月分) 1学期分

1月末

● 支給(9月～12月分) 2学期分

3月中旬

○ 新入学学用品費(入学前支給)※2

3月末

● 支給(1月～3月分) 3学期分

● …共通

○ …一部対象者のみ

▶ 次の方も令和7年度の申請が必要です。ご注意ください。

- ・令和6年度に認定を受けていた方
- ・小1で令和7年3月に新入学学用品費入学前支給を受けた方

支給

修学旅行費は、学校からの経費報告に基づき支給するため、支給月が異なる場合があります。

※1 4月認定の小1・中1へ支給します。

入学前に支給を受けた世帯は除きます。(ただし、支給額の見直しがあった場合には、差額分を支給します。)

※2 支給時点で認定の小6へ支給します。

支給金額（年額）

※参考 令和6年度

支給項目	小学校	中学校
学用品費等	約13,000円 ～15,000円	約25,000円 ～27,000円
給食費・修学旅行費	実費相当額	実費相当額
校外活動費 （宿泊を伴うもの）	実費相当額 （上限3,690円）	実費相当額 （上限6,210円）
新入学児童生徒学用品費	57,060円	63,000円
医療費	自己負担分	自己負担分

※生活保護を受けている世帯は、修学旅行費のみが支給対象となります。
※学年や条件により支給金額が異なります。詳しくはお問い合わせください。

○給食費について

あきる野市立小・中学校の学校給食費の無償化に伴い、就学援助費認定の方についても無償化の対象となるため、原則、就学援助費からの給食費の支給はありません。

あきる野市立小・中学校以外に在籍する方については、保護者の負担する実費相当額（上限あり）を支給します。

認定の目安

（世帯の総所得金額）

世帯構成	持ち家の場合	賃貸住宅の場合 （家賃5万円）
【2人】35歳 9歳	約168万円以下	約234万円以下
【3人】37歳 35歳 9歳	約209万円以下	約275万円以下
【4人】37歳 35歳 13歳 9歳	約263万円以下	約329万円以下
【5人】37歳 35歳 13歳 9歳 5歳	約283万円以下	約349万円以下

※金額は、世帯構成・年齢等により異なります。

「認定になるかわからない…」と迷ったら申請を！

※令和7年度から審査基準が変更となる予定です。認定の目安については参考となりますので、ご了承ください。

申請について

令和7年4月30日（水）までに提出して認定となった場合は、4月分から支給します。

※郵送提出の場合は、4月30日の消印まで

○提出方法

あきる野市教育委員会窓口

または郵送

○提出先

〒197-0814

あきる野市二宮350

あきる野市教育委員会 教育総務課

（あきる野市役所2階南側）

申請時に必要なもの✓

□：就学援助費支給申請書

□：保護者名義の口座情報がわかるもの

□：申請者の本人確認書類

（顔写真のあるもの1点、

もしくは顔写真がないもの2点）

□：申請理由に応じた添付書類（賃貸契約書類等）

→ HPをチェック✓

※午前8時30分～正午、午後1時から午後5時15分まで 土日祝日を除く

問合せ先

○就学援助に関すること

あきる野市教育委員会 教育総務課 電話 042-558-2412（直通）

○給食費に関すること

あきる野市教育委員会 学校給食課 電話 042-558-1123（直通）

詳しくはあきる野市HPをご覧ください。

あきる野市就学援助

検索

